

商品概要説明書【多目的ローン】

令和4年4月1日現在

1. 商品名（愛称）	多目的ローン
2. ご利用いただける方	<p>■満20歳以上の個人の方</p> <p>■安定継続した収入がある方。（年金を受給されている方も対象になります。）</p> <p>※派遣社員・パート等の方は安定継続した収入があると認められる場合に限り対象となります。</p> <p>■一般社団法人しんきん保証基金の保証が受けられる方</p> <p>■日本国籍を有する方、または永住者および特別永住者である方</p>
3. 使いみち	<p>■健康で文化的な生活を営むために必要な資金で、次のいずれかに該当する資金</p> <p>①申込人またはその家族（配偶者、直系尊属（配偶者の直系尊属を含む）、子、孫、兄弟）が必要とする資金</p> <p>※申込日時点で支払日から1ヶ月以内のものに限り支払済資金も可</p> <p>②申込人が①を資金使途として当金庫から借り入れた証書貸付型消費者ローンの借換え資金</p> <p>※直近3ヶ月の約定返済に3営業日以上の履行遅滞が一度もないものに限る（しんきん保証基金フリーローンを除く）</p> <p>③申込人が当金庫から借り入れた当座貸越型消費者ローンの借換え資金（当座貸越型消費者ローンを解約する場合に限る。ただし、事業資金は除く）</p> <p>※他金融機関から借り入れた当座貸越型消費者ローンの借換え資金は対象外</p>
4. ご融資金額	■500万円以内（1万円単位）
5. ご融資期間	■10年以内
6. ご融資利率	■年6.40%【固定金利】
7. ご返済方法	■元利均等分割返済または元金均等分割返済（元金据置期間は6ヶ月以内） ご融資額の50%以内までボーナス増額返済も可能です。
8. 担保・保証人	■一般社団法人しんきん保証基金の保証によりますので保証人・担保は必要ありません。
9. 保証料	■ご融資利率に含まれます。

10. 必要な書類	<p>■運転免許証（運転免許証を徵求できない場合は個人番号カード（表のみ）、パスポート、健康保険証（注）など本人と確認できるもの） (注) 健康保険証を徵求する場合は、保証基準とは別に、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」において住民票抄本や公共料金の領収書の提示を受ける等の追加的な措置が定められています。</p> <p>※申込人が日本国籍以外の場合は、本人確認書類に加えて、永住者または特別永住者であることを次のいずれかの書類で確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在留カード ・特別永住者証明書 ・外国人登録証明書 ・住民票抄本（在留資格の記載があるもの） <p>■資金使途が確認できる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見積書、注文書、請求書、領収書等 <p>※ 100万円まではパンフレット等でも可</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お使いみち②の場合、融資残高および直近3ヵ月の返済履歴確認書類 ・お使いみち③の場合、融資残高確認書類 ・支払済資金の場合、領収書、通帳等 <p>■年収が確認できる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公的所得証明書、源泉徴収票、確定申告書控のいずれか
11. 手数料（税込み）	<p>■全額繰上返済手数料 : 5,500円</p> <p>■条件変更手数料（お客様からの返済条件の変更のお申し出を受け、当金庫が認めた場合、一部繰上を含む） : 5,500円</p>
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	<p>■苦情処理措置</p> <p>本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引のある営業店または本部お客様相談窓口（9時～17時、電話 0120-454-585）までお申し出ください。また、当金庫のほかに、全国しんきん相談所（9時～17時、電話 03-3517-5825）並びに関東地区しんきん相談所（9時～17時、電話 03-5524-5671）でも苦情等のお申し出を受け付けております。</p> <p>■紛争解決措置</p> <p>東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）が設置運営する仲裁センター及び山梨県弁護士会（電話：055-235-7202）が設置運営する民事紛争処理センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、当金庫営業日に、お客様相談窓口または全国しんきん相談所等へお申し出ください。</p>
13. その他	<p>■審査の結果、ご希望に添えない場合もございます</p> <p>あらかじめご了承ください。</p>